

○多古町就学援助費支給規則

(平成 19 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号)

改正 平成 20 年 2 月 1 日教育委員会規則第 1 号 平成 20 年 3 月 25 日教育委員会規則第 7 号
平成 21 年 3 月 25 日教育委員会規則第 6 号 平成 24 年 6 月 22 日教育委員会規則第 12 号
平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号 平成 26 年 6 月 20 日教育委員会規則第 5 号
平成 28 年 7 月 1 日教育委員会規則第 8 号 平成 29 年 1 月 26 日教育委員会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 19 条及び第 49 条の規定により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 法第 18 条の学齢児童及び学齢生徒で、公立の小学校又は中学校(以下「公立小中学校」という。)に在籍するものをいう。
- (2) 保護者 法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 要保護児童生徒 第 9 条の規定により要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒をいう。
- (4) 準要保護児童生徒 第 9 条の規定により準要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒をいう。
- (5) 世帯員 第 9 条の認定に係る児童生徒と住所(集合住宅にあっては、部屋番号を含む。)を同一にする者及び当該児童生徒と生計を一にしていると認められる者をいう。

(支給対象者)

第 3 条 就学援助費の支給を受けることができる者は、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者とする。

(支給対象経費)

第 4 条 就学援助費の支給の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 要保護児童生徒 当該要保護児童生徒に係る次に掲げる経費
 - ア 修学旅行費
 - イ 医療費
- (2) 準要保護児童生徒 当該準要保護児童生徒に係る次に掲げる経費
 - ア 学用品費
 - イ 通学用品費(第 1 学年の児童生徒に係るものを除く。)

ウ 新入学児童生徒学用品費(第10条第1項第2号アの規定に該当する第1学年の児童生徒に係るものに限る。)

エ 校外活動費

オ 修学旅行費

カ 通学費

キ 学校給食費

ク 児童生徒会費

ケ PTA 会費

コ 部活動費

サ 医療費

(支給額)

第5条 就学援助費の支給額は、児童生徒1人につき、別表に定める額の範囲内において、教育長が定める額とする。

(要保護児童生徒の認定基準)

第6条 要保護児童生徒として認定される者は、本町に居住する生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者(以下「被保護者」という。)とする。

(準要保護児童生徒の認定基準)

第7条 準要保護児童生徒として認定される者は、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に居住している児童生徒又は教育長が特別の事情があると認める児童生徒であって、当該児童生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するもの(被保護者を除く。)であり、かつ、その世帯員の収入額等が当該世帯員の需要額を下回るものとする。

(1) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止の措置を受けて3月に満たない者

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定により町民税が非課税である者

(3) 多古町税条例(昭和29年多古町条例第22号)第51条第1項の規定により町民税の減免又は同条例第71条第1項の規定により固定資産税の減免を受けている者

(4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条から第90条の3までの規定により保険料の減免を受けている者

(5) 多古町国民健康保険税条例(昭和30年多古町条例第11号)第22条の2の規定により国民健康保険税の減免を受けている者

(6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者

(7) 失業等により生活が困窮していると認められる者

- (8) 学校納付金が滞っており、当該児童生徒が被服及び学用品等に不自由している状況にある等生活が極めて困窮していると認められる者
- 2 前項の世帯員の収入額等は、世帯員ごとの当該年度の初日の属する年の前年の所得の合計額並びに養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額とする。ただし、次条第1項の規定による申請をする際に収入額等に変化が生じているときは、当該年の見込額とする。
- 3 第1項の世帯員の需要額は、当該世帯に係る次に掲げる額の合計額に1.5を乗じて得た額及び当該年度に要する学校給食費の実費相当額を合算した額とする。
- (1) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1において居宅に係る基準生活費として掲げるもののうち、次に掲げるものについて、それぞれに定める額の合計額
- ア 第1類の表に掲げる世帯員ごとの基準額の合計額に12を乗じて得た額
- イ 第2類の表に掲げる基準額に12を乗じて得た額
- ウ 第2類の表に掲げる地区別冬季加算額に5を乗じて得た額
- (2) 保護基準別表第2に掲げるもののうち、児童生徒ごとの基準額の合計額に12を乗じて得た額
- (3) 保護基準別表第3に定める家賃、間代、地代等の額に12を乗じて得た額
(認定申請)

第8条 要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けようとする児童生徒の保護者は、要保護及び準要保護児童生徒認定申請書(別記様式)により当該児童生徒が在籍する公立小中学校の校長(以下「校長」という。)を経由して教育長に申請しなければならない。

- 2 前項の保護者は、同項の規定による申請をしようとするときは、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 要保護児童生徒 被保護者であることを証明する書類
- (2) 準要保護児童生徒 世帯員の収入状況を証明する書類
- 3 校長は、第1項の規定による申請があったとき(準要保護児童生徒の認定に係るものに限る。)は、認定に係る児童生徒の生活状況、学校納付金の納入状況等について確認し、教育長に副申するものとする。
- 4 前項の確認については、必要に応じ担当民生委員の協力を得るものとする。
(認定)

第9条 教育長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定の可否を決定したときは、その結果を書面により、校長を経由して前条第1項の保護者に通知するものとする。

- 2 教育長は、担当民生委員から申出があった場合は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の認定の可否についてその情報を提供するものとする。

(支給期間)

第 10 条 前条の規定により要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けた保護者(以下「認定者」という。)が就学援助費の支給を受けることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 要保護児童生徒の保護者 生活保護法第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定により保護が開始された日(第 8 条第 1 項の規定による申請があった年度以前の日である場合は、当該申請があった年度の 4 月 1 日)から当該年度の 3 月 31 日まで

(2) 準要保護児童生徒の保護者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるとおりとする。

ア 第 8 条第 1 項の規定による申請が 4 月中にあった場合であって、当該申請に係る児童生徒が第 1 学年であるときは入学式の日、その他の学年であるときは休業日を除く前期の初日に公立小中学校に在籍しているとき 当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで

イ アに規定する場合以外の場合 第 8 条第 1 項の規定による申請があった日の属する月の翌月の初日から当該年度の 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要と認める場合は、同項に規定する期間を変更することができる。

(支給方法等)

第 11 条 認定者は、就学援助費(学校給食費(町内の公立小中学校に納付するものに限る。次項第 1 号において同じ。))及び医療費に係るものを除く。以下この項において同じ。)の受領及び執行に関する権限を校長に委任するものとし、就学援助費は、校長を経由して認定者に支給するものとする。この場合において、校長は、就学援助費のうち現物をもって支給することが適当であると認めるものについては、現金に代えて現物を支給することとする。

2 次の各号に掲げる経費に係る就学援助費の支給は、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 学校給食費 教育長が認定者の委任を受け、学校給食センターに直接支払うものとする。

(2) 医療費 教育長が必要と認める場合を除き、教育長が医療機関からの請求に基づき、その都度当該医療機関に直接支払うものとする。

3 就学援助費の支給時期は、7 月、12 月及び 3 月とする。

(支給台帳の作成及び実績報告)

第 12 条 校長は、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒ごとに支給台帳を作成し、就学援助費の支給状況について記録するものとする。

2 校長は、就学援助費の支給が完了したときは、速やかに、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒ごとの支給額を教育長に報告するものとする。

(事情変更の届出)

第 13 条 認定者は、第 8 条第 1 項の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに、校長を経由して教育長にその旨を届け出なければならない。

(認定の取消し)

第 14 条 教育長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(2) 生活保護法第 24 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の規定により保護が開始されたとき又は同法第 26 条の規定により保護の停止若しくは廃止をされたとき。

(3) 第 9 条の認定に係る児童生徒が第 6 条又は第 7 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 教育長は、前項の規定により第 9 条の認定を取り消したときは、その旨を書面により校長を経由して当該認定を取り消された児童生徒の保護者に通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第 15 条 教育長は、前条第 1 項の規定により認定を取り消したときは、期限を定めて、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告等)

第 16 条 教育長は、就学援助費の支給に関し必要があると認めるときは、保護者に対し就学援助費の支給に必要な範囲内で報告を求め若しくは当該職員に調査させることができる。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 1 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 22 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 7 条の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 20 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 7 月 1 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 1 月 26 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

別表

就学援助費の費目		支給額	内 容
学用品費	小学校	11,420 円	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習の材料を含む。）の購入費
	中学校	22,320 円	
通学用品費 (第 1 学年を除く。)		2,230 円	児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
新入学児童生徒学用品費	小学校	20,470 円	新入学の児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
	中学校	23,550 円	
校外活動費	宿泊を伴わないもの	小学校 実費相当額 (上限 1,570 円)	学校行事として行う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学科

		中学校	実費相当額 (上限 2,270 円)	
	宿泊を伴うもの	小学校	実費相当額 (上限 3,620 円)	学校行事として行う校外活動に参加するため直接必要な交通費, 見学科及び宿泊料
		中学校	実費相当額 (上限 6,100 円)	
修学旅行費			実費相当額	修学旅行に参加するため直接必要な交通費, 見学科, 宿泊費及び均一に負担すべきその他の経費
通学費			実費相当額	片道の通学距離が, 児童にあつては 4km 以上, 生徒にあつては 6km 以上であり, 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
学校給食費			実費相当額	学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 11 条第 2 項に規定する学校給食費
児童生徒会費			実費相当額	児童又は生徒が一律に負担すべき経費
PTA 会費			実費相当額	児童又は生徒の保護者等が一律に負担すべき経費
部活動費			実費相当額 (上限 5,000 円)	生徒が中学校の部活動の実施に必要な用具等で, 当該活動を行う生徒全員が個々に用意するものの購入費
医療費			実費相当額	学校の定期健康診断により発見された学校保健安全法施行令 (昭和 33 年政令第 174 号) 第 7 条各号に定める疾病の治療費

備考

- 1 学用品費及び通学用品費に係る就学援助費の額は、年額であり、年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、基準額を 11 月で除して得た額に支給月数を乗じて得た額(10 円未満の端数切捨て)を基準額とする。
- 2 宿泊を伴う校外学習費及び修学旅行費に係る就学援助費の支給は、年度につき 1 回を限度とする。

第 1 号様式(第 8 条第 1 項関係)

要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 9 条関係)

多古町要保護・準要保護児童生徒認定(不認定)決定通知書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 11 条関係)

委任状

[別紙参照]

第 4 号様式(第 12 条第 1 項関係)

多古町就学援助費個人支給台帳

[別紙参照]

第 5 号様式(第 12 条第 2 項関係)

多古町就学援助費支給実績報告書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 14 条第 2 項関係)

多古町要保護・準要保護児童生徒認定取消通知書

[別紙参照]